

## 資料4 社会福祉施設・事業等の概要

区分	種別	概要	
介護保険施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で家庭での生活が困難な場合に入所する施設です。要介護者に対して、(1)入浴・排せつ・食事等の介護等の日常生活の世話、(2)機能訓練、(3)健康管理、(4)療養上の世話をを行います。	
	介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設です。(1)看護、(2)医学的管理下での介護、(3)機能訓練等の必要な医療、(4)日常生活の世話をを行います。	
	介護療養型医療施設	比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入所する施設です。(1)療養上の管理、(2)看護、(3)医学的管理下の介護等の世話、(4)機能訓練等の必要な医療を行います。	
	介護医療院	「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。 (1)療養上の管理、(2)看護・医学的管理下での介護、(3)機能訓練、(4)その他必要な利用等を行います。	
高齢者施設等 (介護保険以外のサービス)	養護老人ホーム	身体上、精神上又は環境上の理由と経済的理由により居家で生活することが困難な人を対象とする施設です。	
	軽費老人ホーム	ケアハウス	ケアハウスは、自炊できない程度の身体機能の低下等が認められ、独立して生活するには不安が認められる方が対象です。
		A型	A型は月収おおむね35万円以下の方が対象です。
	B型	B型はA型の要件(月収おおむね35万円以下)を満たし、かつ、健康で自炊のできる方が対象です。	
	都市型軽費老人ホーム	都市部等において所得が低い高齢者でも入居できるよう家賃等の利用料を低額に抑えた軽費老人ホームです。地価が高い都内の実情に配慮して、設備・人員基準が緩和されています。	
	有料老人ホーム	食事・介護・家事・健康管理のうち、少なくとも一つ以上のサービスを提供します。入居者との介護に係る契約によって、「介護付」・「住宅型」・「健康型」の3類型に分類されます。	
	サービス付き高齢者向け住宅	安否確認や生活相談等の生活支援サービスを提供するバリアフリー構造の高齢者向け住宅です。	
事業 (介護保険在宅サービスを含む)	訪問介護	介護福祉士や、ホームヘルパーなどが家庭を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・洗濯・掃除などの家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活上の援助を行います。	
	訪問入浴介護	看護師やホームヘルパーが移動入浴車等で各家庭を巡回し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行います。サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望、置かれている環境を考慮して、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。	

区分	種別	概要
介護保険在宅サービス事業（介護予防を含む）（続き）	通所介護 （デイサービス）	老人デイサービスセンター等に通い、日中の食事・入浴（浴室がある施設のみ）の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等、日常生活の世話と機能訓練を行います。利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。認知症高齢者については、その特性に応じたサービスを提供することとなっています。
	短期入所生活介護 （ショートステイ）	老人短期入所施設や、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護等の日常生活上の世話や機能訓練等のサービスが提供されます。心身の状況や、家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため又は家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るために、一時的に在宅での日常生活に支障がある場合に利用します。
	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者である要介護者等が、入居している施設で、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話を受けます。
	福祉用具貸与	心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある要介護者等の、日常生活の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具の貸出しを行います。
	特定福祉用具販売	福祉用具のうち、入浴または排せつのために使用する（貸与になじまない）特定の用具を販売します。
	居宅介護支援	在宅サービス等を適切に利用できるように、居宅介護支援事業者が心身の状況・環境・本人や家族の希望等を聞いて、介護サービス計画（ケアプラン）の作成や、介護サービス事業者との調整や、介護保険施設への紹介等を行います。
	訪問看護	病状が安定期にある要介護者等に対して、訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師などが家庭を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。サービスの提供に当たっては主治医との密接な連携に基づき、利用者の療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。
	通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院、診療所に通い、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。医師の指示と通所リハビリテーション計画に基づいてサービスが行われ、認知症高齢者については、その特性に応じたサービスを提供することとなっています。
	訪問リハビリテーション	病院、診療所の理学療法士、作業療法士などが家庭を訪問して、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。
短期入所療養介護 （医療ショート）	介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所し、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他の必要な医療や日常生活の世話等のサービスが提供されます。心身の状況や病状、家族の病気、冠婚葬祭、出張等のため又は家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るために、一時的に在宅での日常生活に支障がある場合に利用します。	

区分	種別	概要
障害者支援施設等	施設入所支援	施設に入所する障害者に、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時の介護を要する方に、主として昼間に、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
	生活介護	常時介護を要する障害者に、主として昼間に、施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護等を行うほか、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な機能訓練等又は生活能力の向上のために必要な生活訓練等を行います。
	就労移行支援	就労を希望する障害者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。A型とB型との2種類があります。 【就労継続支援A型】 雇用契約に基づく就労が可能な方に、雇用契約の締結等により就労の機会等を提供します。 【就労継続支援B型】 雇用契約に基づく就労が困難な方に、就労の機会等を提供します。
	就労定着支援	通常の事業所に雇用された障害者に、当該事業所での就労の継続を図るために事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整や指導・助言等を行います。
身体障害者社会参加支援施設	補装具製作施設	無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を行います。
	盲導犬訓練施設	無料又は低額な料金で、盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害者に、盲導犬の利用に必要な訓練を行います。
	視聴覚障害者情報提供施設	無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害用の録画物その他各種情報を記録した物であって専ら視聴覚障害者が利用するものを製作し、若しくはこれらを視聴覚障害者の利用に供し、又は点訳若しくは手話通訳等を行う者の養成若しくは派遣等を行います。
障害児入所施設	福祉型 障害児入所施設	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与を行います。
	医療型 障害児入所施設	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、自立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

区分	種別	概要
障害福祉在宅サービス事業	居宅介護	自宅において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する方に、自宅における入浴、排せつ又は食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する方に、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な支援、外出支援等を行います。
	短期入所	自宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への一時的な入所を必要とする方に、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
	重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に行います。
	自立生活援助	障害者支援施設等を利用していただいていた障害者が、居宅において単身等で自立した日常生活を営むにあたり、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
相談支援事業	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者等に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
	地域定着支援	自宅において単身等の状況で生活する障害者に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して緊急の事態等が生じた場合に相談等を行います。
障害児通所支援事業	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型 児童発達支援	肢体不自由のある児童を医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等 デイサービス	就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等の施設へ通う障害児に、当該施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

区分	種別	概要
保護施設	救護施設	身体上又は精神上に著しい障害があるため、自分一人では生活することが困難な要保護者を入所させて保護しています。
	更生施設	身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者で、近い将来社会復帰できる見込みのある人を入所させて保護しています。
	宿所提供施設	住宅のない要保護者の世帯に対して、住宅を提供するための施設で、家族用と単身者用とがあります。
児童福祉施設等	児童養護施設	保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を養育します。
	児童自立支援施設	不良行為をなし、又は行うおそれのある児童及び家庭環境等の理由により生活指導が必要な児童を入所させて、必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設です。
	乳児院	保護者のいない乳幼児及び保護者による養育が困難又は不適当な乳幼児を養育します。
	母子生活支援施設	母子家庭で児童の養育が十分にできない場合、母子をともに入所させて保護し、自立の促進のためにその生活を支援する施設です。
	自立援助ホーム	中学卒業後、就職することにより児童養護施設等を退所した児童等に、生活指導等を行うことで社会的に自立するよう援助する施設です。
	幼保連携型認定こども園	保護者の就労の有無にかかわらず、就学前の子どもを受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する施設です。
	保育所 (認可保育所)	保護者が仕事や病気などの理由により、保育を必要とする0歳から小学校就学前までの子どもを預かって保育します。
認可外保育施設	認証保育所 (A・B型)	都独自の基準により認証した保育施設で、13時間以上開所しています。補助対象は区市町村が認める都内在住の児童です。
	認可外保育施設 (認証保育所及び居宅訪問型保育事業以外)	ベビーホテル、事業所内保育施設等、保育を行うことを目的とする施設であって認可を受けていない施設です。対象年齢や保育時間、保育の内容等は、施設によりさまざまです。
	居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳幼児の居宅において、保育を行うことを目的とする事業であって、認可を受けていない事業です。
その他の施設	無料低額宿泊所	火災・立ち退き・高家賃等により住宅に困っている低所得の人及び生活困難等により住宅確保のできない人に、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業です。
	日常生活支援住居施設	無料低額宿泊所のうち、生活保護法に規定する被保護者ごとに個別支援計画を策定し、当該計画に基づき個別的・専門的な日常生活上の支援を行う施設として、その支援の実施に必要な人員を配置するなど一定の要件を満たす施設です。
	婦人保護施設	支援を必要とする女性に対して、自立のための就労や生活に関する援助等を行う施設です。

## 資料5 各種参考情報

指導検査に関する基準や基礎資料については、以下のホームページ等を御参照ください。

### (1) 指導検査の実施要綱・基準等

指導監査部が実施している指導検査の実施要綱・基準等（PDFファイル）については、それぞれ下記の手順でダウンロードすることができます。

#### \* 社会福祉施設等指導検査実施要綱・実施方針・指導検査基準・自己点検票

東京都福祉保健局ホームページ

→ 分野からのご案内（福祉保健の基盤づくり）

→ 社会福祉法人・施設等の指導検査

→ 指導検査要綱・実施方針・指導検査基準・自己点検票

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/youkoutou/index.html>

#### \* 東京都認証保育所事業実施要綱

東京都福祉保健局ホームページ

→ 分野からのご案内（子供家庭）

→ 保育サービス（認証保育所について）

→ 認証保育所の詳細（実施要綱・申請様式等）

→ 東京都認証保育所事業実施要綱

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninsyo/syosai.html>

#### \* 認可外保育施設に対する指導監督要綱、指導監督基準

東京都福祉保健局ホームページ

→ 分野からのご案内（子供家庭）

→ 保育サービス（認可外保育施設について）

→ 指導監督要綱・指導監督基について

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/shidoukantoku-kijun/index.html>

## (2) 社会福祉法人・施設・在宅サービス事業者に対する指導検査結果

指導監査部が実施している社会福祉法人・施設・在宅サービス事業者に対する指導検査の結果を公表しています。

東京都福祉保健局ホームページ

→ 分野からのご案内（福祉保健の基盤づくり）

→ 社会福祉法人・施設等の指導検査

→ 社会福祉法人・施設・在宅サービス事業者に対する指導検査結果

<https://www2.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/houjin/shisetsu.htm>

## (3) 社会福祉法人・施設の情報

### \* とうきょう福祉ナビゲーション(略称:福ナビ)

公益財団法人東京都福祉保健財団が作成しており、福祉サービスを利用する際に必要な様々な福祉情報を提供しています。

#### ○ トップページ

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>

#### ○ 事業所情報(事業者自らが更新しています。)

[http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/jservice\\_menu.html](http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/jservice_menu.html)

#### ○ 福祉サービス第三者評価(概要、評価機関及び評価結果が見られます。)

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm>

#### ○ 介護サービス情報の公表

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/kohyo/index.html>

### \* 社会福祉施設等一覧

都内の社会福祉施設等の名称、所在地、定員などを施設の種類別に掲載しています。

東京都福祉保健局ホームページ

→ 分野からのご案内（福祉保健の基盤づくり）

→ 社会福祉施設情報

→ 社会福祉施設等一覧

[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/fukushi\\_shisetsu/shs\\_list/index.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/fukushi_shisetsu/shs_list/index.html)

#### (4) 社会福祉法人の運営に関する情報

社会福祉法人制度改革に関する情報や社会福祉法人の運営を行う際に必要となる様々な事務手続を掲載しています。

東京都福祉保健局ホームページ

→ 分野からのご案内（福祉保健の基盤づくり）

→ 社会福祉法人制度

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/syakaihukushihoujin/index.html>

##### ○ 社会福祉法人制度改革

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/syakaihukushihoujin/seidokaikaku.html>

##### ○ 社会福祉法人向け説明会・講習会（東京都主催）配布資料

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/syakaihukushihoujin/setumeikai-kousyuukai.html>

##### ○ 社会福祉法人の運営に係る事務手続

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/syakaihukushihoujin/zimutetuzuki.html>

#### (5) 福祉サービスにおける苦情解決や相談に関する情報

福祉サービスにおける苦情解決のための対応マニュアルや区市町村の福祉サービス利用相談窓口の情報を掲載しています。

東京都福祉保健局ホームページ

→ 分野からのご案内（福祉保健の基盤づくり）

→ 相談・助成制度（福祉サービス総合支援事業）

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/sodan/sougousien01.html>

#### (6) 事業者等運営支援に関する情報

##### \* 公益財団法人東京都福祉保健財団

各種研修の案内、福祉情報、事業者向けの情報などを提供しています。

<https://www.fukushizaidan.jp/>

##### \* 社会福祉の手引

東京都及び東京都の支援を受けて区市町村や民間団体が実施している福祉サービスや施設等の説明や相談先が掲載されている冊子で、年1回発行しています。

## 指導監査部連絡先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 都庁第一本庁舎26階  
南

TEL 都庁代表 03-5321-1111

(括弧内は指導検査等の主な対象)

指導調整課	内線番号
指導調整担当(企画及び調整)	内34-521
社会福祉法人担当(社会福祉法人の認可等)	内34-531
指導第一課	
施設サービス検査担当(介護保険施設)	内34-551
在宅サービス検査担当(福祉系介護保険事業)	内34-561
障害福祉サービス検査担当(障害者・障害児の施設、在宅サービス)	内34-559
指導第二課	
施設検査担当(介護保険・障害者・障害児及び保育以外の施設)	内34-571
保育施設検査担当(認可保育所、認証保育所及び認可外保育施設等)	内34-581
指導第三課	
保険医療機関指導担当(保険医療機関及び保険薬局等)	内34-611
指定医療機関指導担当(生活保護法等の指定医療機関)	内34-621
介護機関指導担当(介護療養型医療施設及び医療系介護保険事業)	内34-625